

平成27年度における四国地区の下請法の運用状況等について

平成28年6月21日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）管内（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,040名（製造委託等^{（注1）}732名、役務委託等^{（注2）}308名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者4,706名（製造委託等3,639名、役務委託等1,067名）を対象に実施した。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全国	四国	全国	四国
平成27年度	39,101	1,040	214,000	4,706
製造委託等	26,559	732	151,499	3,639
役務委託等	12,542	308	62,501	1,067
平成26年度	38,982	1,013	213,690	4,836
製造委託等	25,935	721	152,504	3,692
役務委託等	13,047	292	61,186	1,144
平成25年度	38,974	1,068	214,044	4,903
製造委託等	26,217	772	148,332	3,499
役務委託等	12,757	296	65,712	1,404

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は138件（製造委託等100件、役務委託等38件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが137件（製造委託等99件、役務委託等38件）、下請事業者等からの申告によるものが1件（製造委託等）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件を処理した件数は135件（製造委託等97件、役務委託等38件）であり、このうち112件（製造委託等80件、役務委託等32件）について指導を行った。指導を行った主な事件の概要は、別紙1のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処理件数				
						措置			不問	計
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	勧告 ^(注)	指導 ^(注)	小計		
平成 27 年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
	四国	137	1	0	138	0	112	112	23	135
	製造委託等	全国	4,382	69	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
	製造委託等	四国	99	1	100	0	80	80	17	97
	役務委託等	全国	1,828	26	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
	役務委託等	四国	38	0	38	0	32	32	6	38
平成 26 年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
	四国	197	1	0	198	0	187	187	11	198
	製造委託等	全国	4,074	62	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
	製造委託等	四国	139	1	140	0	132	132	8	140
	役務委託等	全国	1,649	21	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
	役務委託等	四国	58	0	58	0	55	55	3	58
平成 25 年度	全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
	四国	95	1	0	96	1	92	93	5	98
	製造委託等	全国	3,631	37	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
	製造委託等	四国	55	1	56	0	54	54	3	57
	役務委託等	全国	1,787	22	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
	役務委託等	四国	40	0	40	1	38	39	2	41

(注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

ウ 都道府県ごとの措置件数

全国の措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）5,984 件の都道府県ごとの内訳については別紙 2 のとおりである。

四国地区の措置件数 112 件の県ごとの内訳は、愛媛県 39 件、香川県 37 件、徳島県 18 件、高知県 18 件となっている。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で 174 件となっており、このうち、製造委託等に係るものが 128 件、役務委託等に係るものが 46 件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）は 116 件（類型別件数の延べ合計の 66.7%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが 86 件、役務委託等に係るものが 30 件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）は 58 件（類型別件数の延べ合計の 33.3%）であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 31 件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の 53.4%）、②買いたたきが 12 件（同 20.7%）、③下請代金の減額が 10 件（同 17.2%）等となっている。

- (7) 製造委託等に係る実体規定違反は42件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が21件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の50.0%）、②買ったたきが9件（同21.4%）、③下請代金の減額が8件（同19.0%）等となっている。
- (4) 役務委託等に係る実体規定違反は16件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が10件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の62.5%）、②買ったたきが3件（同18.8%）、③下請代金の減額が2件（同12.5%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定			実体規定												合計	
		書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	害困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
平成 27 年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674	
	四国	106	10	116	0	31	10	0	12	0	1	1	2	1	0	58	174	
	製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
		四国	76	10	86	0	21	8	0	9	0	1	1	2	0	0	42	128
	役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
		四国	30	0	30	0	10	2	0	3	0	0	0	0	1	0	16	46
平成 26 年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	四国	178	13	191	0	42	8	0	4	0	2	8	0	0	0	64	255	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		四国	127	11	138	0	18	4	0	3	0	2	7	0	0	0	34	172
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		四国	51	2	53	0	24	4	0	1	0	0	1	0	0	0	30	83
平成 25 年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375	
	四国	82	20	102	0	19	2	0	0	1	1	4	0	0	0	27	129	
	製造委託等	全国	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
		四国	49	12	61	0	5	1	0	0	1	1	4	0	0	0	12	73
	役務委託等	全国	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
		四国	33	8	41	0	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	15	56

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成27年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者9名から、下請事業者107名に対し、下請代金の減額分の返還等として、総額441万円相当の原状回復が行われた。

(注) 下表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者30名に対し、107万円を返還した（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
平成 27 年度	全国	93 名	4,405 名	7 億 7050 万円
	四国	2 名	30 名	107 万円
平成 26 年度	全国	108 名	2,253 名	4 億 499 万円
	四国	5 名	42 名	90 万円
平成 25 年度	全国	127 名	3,777 名	5 億 4558 万円
	四国	3 名	36 名	2520 万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 77 名に対し、333 万円の遅延利息を支払った（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額
平成 27 年度	全国	124 名	2,857 名	3 億 2691 万円
	四国	7 名	77 名	333 万円
平成 26 年度	全国	91 名	1,783 名	6299 万円
	四国	16 名	204 名	111 万円
平成 25 年度	全国	110 名	1,765 名	1 億 1107 万円
	四国	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成 27 年度の四国支所における実施状況は次のとおりである。

1 下請法に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいとの要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成 27 年度においては、四国支所では、当該講習会を 4 県 9 会場で実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を実施している。

平成 27 年度においては、四国地区では、四国経済産業局と共同して、当該講習会を 4 県 4 会場（うち公正取引委員会主催分 2 県 2 会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会は、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、平成 27 年度においては、四国支所では、117 件の相談（下請法に係る相談 107 件、優越的地位の濫用規制に係る相談 10 件）に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の的確な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成 28 年 3 月末時点における四国支所管内の下請取引等改善協力委員は 10 名）。

平成 27 年度においては、四国支所では、7 月から 8 月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要については下記リンク先の別紙 3 のとおりである。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/nov/151111_1.files/271111.pdf

平成 27 年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

- ① 農業用機械の修理を下請事業者へ委託している A 社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した月の翌月末日までに下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の下請代金については、最長 32 日の支払遅延が生じることとなった。
- ② 貨物の運送を下請事業者へ委託している B 社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した月の翌月末日までに下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月 25 日支払」の支払制度を採っているため、一部の役務の下請代金については、最長 27 日の支払遅延が生じることとなった。
- ③ 機械部品の製造を下請事業者へ委託している C 社は、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、翌営業日に下請代金を支払っていた。
- ④ 家庭用エアコンの設置作業を下請事業者へ委託している D 社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

- ① 鋳物製品の製造及び加工を下請事業者へ委託している E 社は、下請代金の支払について手形払と定めているが、下請事業者から希望がある場合には、手形の交付による支払に代えて一時的に現金による支払を行うこととしている。その際、同社は、下請事業者を支払うべき下請代金の額から手形期間分の金利相当分として短期の自社調達金利相当額を超える額を差し引いていた。
- ② 自動車の修理を下請事業者へ委託している F 社は、納入時点におけるそれぞれの下請代金の額に 1,000 円未満の端数があった場合に、これを切捨て処理し、切捨て処理した後の合計額を支払日に支払っていた。
- ③ 農産物加工食品の製造及び加工を下請事業者へ委託している G 社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 割引困難な手形の交付（第 4 条第 2 項第 2 号）

- 段ボールケースに用いる緩衝材の製造を下請事業者へ委託している H 社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

4 不当な経済上の利益の提供要請（第 4 条第 2 項第 3 号）

- 家庭用電化製品の配送及び据付作業を下請事業者へ委託している I 社は、下請事業者にとって直接の利益とならない自社の店舗における倉庫整理、品出し作業等を行わせるため、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、人員を派遣させていた。

措置件数（5,984件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件，（％）]

地区	都道府県	件数	割合
北海道地区	北海道	184	(3.1)
東北地区	青森県	39	(0.7)
	岩手県	49	(0.8)
	宮城県	68	(1.1)
	秋田県	29	(0.5)
	山形県	59	(1.0)
	福島県	59	(1.0)
東北地区計		303	(5.1)
関東甲信越地区	茨城県	60	(1.0)
	栃木県	58	(1.0)
	群馬県	69	(1.2)
	埼玉県	160	(2.7)
	千葉県	107	(1.8)
	東京都	1,800	(30.1)
	神奈川県	264	(4.4)
	新潟県	98	(1.6)
	山梨県	29	(0.5)
	長野県	85	(1.4)
関東甲信越地区計		2,730	(45.6)
中部地区	富山県	45	(0.8)
	石川県	59	(1.0)
	岐阜県	78	(1.3)
	静岡県	126	(2.1)
	愛知県	291	(4.9)
	三重県	47	(0.8)
中部地区計		646	(10.8)
近畿地区	福井県	49	(0.8)
	滋賀県	67	(1.1)
	京都府	154	(2.6)
	大阪府	716	(12.0)
	兵庫県	220	(3.7)
	奈良県	23	(0.4)
	和歌山県	32	(0.5)
近畿地区計		1,261	(21.1)
中国地区	鳥取県	31	(0.5)
	島根県	34	(0.6)
	岡山県	110	(1.8)
	広島県	138	(2.3)
	山口県	51	(0.9)
中国地区計		364	(6.1)
四国地区	徳島県	18	(0.3)
	香川県	37	(0.6)
	愛媛県	39	(0.7)
	高知県	18	(0.3)
四国地区計		112	(1.9)
九州地区	福岡県	177	(3.0)
	佐賀県	21	(0.4)
	長崎県	30	(0.5)
	熊本県	37	(0.6)
	大分県	30	(0.5)
	宮崎県	19	(0.3)
	鹿児島県	30	(0.5)
九州地区計		344	(5.8)
沖縄地区	沖縄県	40	(0.7)
全国計		5,984	(100)

(注1) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) () 内の数値は全国計に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。